

# **避難所関連物資等の 備蓄マニュアル**

**令和7年12月**

**香川県**

# 目次

1	目的	1
2	備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）	1
(1)	県民による備蓄（自助）	1
(2)	地域等による備蓄（共助）	1
(3)	県及び市町による備蓄（公助）	2
3	県及び市町による備蓄物資の確保に関する基本的な考え方について	2
(1)	市町における備蓄	2
(2)	県における備蓄	3
4	県の備蓄目標について	3
(1)	備蓄数量の考え方	3
(2)	備蓄品目	4
(3)	備蓄品目毎の備蓄目標量	6
(4)	整備目標期間	6
5	備蓄物資の保管について	6
6	備蓄物資の更新について	6
7	県備蓄物資の配分について	6
(1)	基本的な考え方	6
(2)	プッシュ型支援	7
(3)	市町と県の情報共有	7
8	協定による物資調達（流通備蓄）について	7
(1)	基本的な考え方	7
(2)	調達物資のニーズの把握	7
(3)	プル型支援	7
9	職員用備蓄について	7
(1)	基本的な考え方	7
(2)	備蓄目標量	8

## 1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が行う主として避難所関連物資の備蓄について考え方を定めたものであり、市町が行う備蓄や、県民、自主防災組織、事業所等が自ら行う備蓄についても、その指針として活用することで、発災時、被災者に必要となる物資を確保できるようにすることを目的として作成する。

## 2 備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

発災時に起こる、被災者に必要な物資の不足を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資について平時から検討し、それらを備蓄しておくことが重要であることから、県及び市町は、県民の備蓄意識の向上を図るため意識啓発を推進する。

そのうえで、県及び市町は、避難の長期化や避難する際に備蓄を持ち出せない場合も想定し、自助や共助による備蓄物資に加えて、必要な物資の現物備蓄や、協定を締結する事業者からの流通備蓄の調達により、被災生活に必要となる物資の確保に努める。

### (1) 県民による備蓄（自助）

#### ア 備蓄目標量について

発災直後には避難先に支援物資が十分に届かない可能性があることから、まずは県民自身での備えが大切であり、食料や飲料水、携帯トイレなどの日用品等の家庭備蓄を最低でも3日分、可能であれば1週間分程度備蓄する。医薬品等の個人的に必要となる物資は、発災直後には入手が難しいため、個人で必要な量の確保に努める。また、避難する場合は、備蓄物資を避難所へ持ち出すよう努める。

#### イ ローリングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を、少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。缶詰や飲料水など、通常購入している保存性の良い食料や飲料水等を買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費、消費分を新たに購入（ローリングストック）するなど、無理のない備蓄に努める。

#### ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などが必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保を行う。また、食物アレルギーをもつ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨される、症状に応じた食料等の備蓄に努める。

### (2) 地域等による備蓄（共助）

#### ア 事業所、病院、学校等における備蓄

発災直後、事業所等は、従業員等の安全確保や一斉帰宅による混乱防止のために、従業員等を一定期間事業所内に留めさせなければならない場合がある。このため、従業員等の3日分以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。集客施

設を有する事業所等は、来場者の一時的な滞留等も想定した備蓄について検討する必要がある。

#### イ　自主防災組織等における備蓄

発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の自主防災組織等が実施する地域の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織等は食料や飲料水、日用品等のほか、資機材等の備蓄に努める。

### (3) 県及び市町による備蓄（公助）

県及び市町による備蓄は、自助・共助による備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、県及び市町は、家庭等における備蓄の推進について意識啓発を行う。一方、災害による家屋等の被災で物理的に備蓄品が取り出せない場合や、二次災害予防のため備蓄品の取り出しを断念せざるを得ない場合がある。県及び市町は、こうした避難者への対応のために、食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行う。

公的備蓄を行う備蓄品目は、必要性や緊急性等を考慮し、発災直後における生命の維持及び生活レベルの維持に係る品目とする。

## 3 県及び市町による備蓄物資の確保に関する基本的な考え方について

### (1) 市町における備蓄

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎自治体として、発災直後の避難者の生命維持や生活に必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標を立て、食料や飲料水、日用品等の現物備蓄に努めるとともに、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保する。

#### ア　要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮して、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、食料等の備蓄物資の選定にあたっては、主要な食物アレルギーへの配慮に努める。

#### イ　分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災直後に被災者に対して迅速に必要物資が配布できるよう、各避難所やその近隣施設等への分散備蓄を行う。また、市町の二次（地域）物資拠点等から各避難所までの物資輸送に関し、民間物流事業者等と協定を締結するなど輸送体制を整備する。

#### ウ　避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、仮設トイレ、発電機、投光器、通信施設等の避難所運営に必要な物資等の備蓄に努める。

#### エ　一時滞在者（観光客等）、帰宅困難者に対する備蓄

市町は、観光客等の一時滞在者や、勤務先から自宅に戻る人等が発災時には多数帰宅困難となることも想定されるため、地域の実情に応じて、備蓄に努める。

## (2) 県における備蓄

県は、広域自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定を締結している事業者への要請が困難になった場合などに備え、市町を補完する立場で必要な物資を現物備蓄や流通備蓄により確保する。

### ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定にあたっては、主要な食物アレルギーへの配慮に努める。

### イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、発災直後に被災者に対して迅速に必要物資が配布できるよう、各避難所やその近隣施設等への分散備蓄を行う。また、発災時に、県の備蓄場所や一次（広域）物資拠点等から、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関して、民間物流事業者等と協定を締結するなど輸送体制を整備する。

## 4 県の備蓄目標について

本県における備蓄については、令和7年9月に公表した「香川県地震・津波被害想定」における避難者数を基本として行う。

同想定では、複数の地震について被害を想定しているが、その中でも本県に最大の被害をもたらすこととなる南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）及び津波の被害想定への対応を基本とする。

### 【南海トラフ地震（L2）の避難者数の推移】

（単位：人）

発災直後			1週間後			1カ月後		
全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
276,000	177,000	99,000	219,000	128,000	91,000	235,000	70,000	164,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

### (1) 備蓄数量の考え方

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、4日目以降、国や他県等の救援物資が供給されるという想定である。これを踏まえ、発災直後からの3日分について、1日目を自助及び共助での備蓄分で賄い、との2日分を県と市町での現物備蓄と協定等による流通備蓄により対応（1日分の3分の1を県と市町でそれぞれ現物備蓄、残りを協定等による流通備蓄で対応）する。道路等の被災状況によっては、現物備蓄、流通備蓄を早期に活用することや自助及び共助での備蓄を2日目以降も使用するなど、状況に応じて柔軟に対応する。

なお、携帯トイレ及びトイレットペーパーについては、発災直後から必要となり、避難者の健康に直結するものであることから、県と市町で3日分の現物備蓄を行う。また、避難所の生活環境を確保するため、簡易ベッド、パーティションについても県と市町で必要量を折半して備蓄を行う。

備蓄数量の考え方【図】



## (2) 備蓄品目

### ア 備蓄品目について

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における基本8品目※及び飲料水、簡易ベッド、パーテイションについて備蓄する。

※食料、毛布、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

#### ○ 食料・乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク及び飲料水

発災時における生命の維持に必要な食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

発災直後には調理に必要な設備、物資が不足するため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、主要な食物アレルギーへの配慮に努める。また、避難所外避難者が物資を求めて避難所に訪れる 것을考慮し、避難所避難者数に避難所外避難者数を加えた数を必要数として備蓄する。

#### ○ 毛布、生理用品、乳児・小児用おむつ及び大人用おむつ

避難所での生活に必要な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつを備蓄する。

#### ○ 携帯トイレ及びトイレットペーパー

発災直後から必要となり、避難者の健康に直結するものであることから、多数の避難者にも円滑に対応できる既存のトイレ便器に取り付け可能な携帯トイレ及びトイレットペーパーを備蓄する。

#### ○ 簡易ベッド・パーテイション

避難所の生活環境の確保を目指し、要介護者、障害者、妊婦等の要配慮者へ対応できるよう簡易ベッド、パーテイションを備蓄する。

## イ 品目毎の備蓄量（県現物備蓄分）の考え方

品目	目標量
飲料水	(避難所避難者数+避難所外避難者数) × 1日分(3ℓ) ÷3(市町、流通備蓄と等分)
調製粉乳	(避難所避難者数+避難所外避難者数) × 0歳児人口比(0.64%) × 1日分(140g(28g×5回/日)) ÷3(市町、流通備蓄と等分) ※「0歳児人口比率」は令和2年国勢調査の数値
食料 (主食)	(避難所避難者数+避難所外避難者数) × 1日分(3食) ÷3(市町、流通備蓄と等分)
毛布 (アルミブランケット等含む)	避難所避難者数 × 1枚 ÷3(市町、流通備蓄と等分)
生理用品	避難所避難者数 × 12歳から51歳までの女性比率(21.08%) × 1人1期間(7日間)あたりの必要量(30枚) × 1/7(1日分) × 生理期間(1/4) ÷3(市町、流通備蓄と等分) ※「12歳から51歳までの女性比率」は令和2年国勢調査の数値
紙おむつ (大人用)	避難所避難者数 × 要介護高齢者率(0.5%) × 1日分(8枚) ÷3(市町、流通備蓄と等分) ※「要介護高齢者率」は国の「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」における避難所避難者に占める要介護高齢者の割合
紙おむつ (小人用)	避難所避難者数 × 0~2歳児人口比率(2.03%) × 1日分(8枚) ÷3(市町、流通備蓄と等分) ※「0~2歳児人口比率」は令和2年国勢調査の数値
携帯トイレ (トイレ薬剤)	避難所避難者数 × 断水率(81%) × 1人1日あたりの使用回数(5回) × 3日分 ÷2(市町と折半) ※断水率は香川県地震・津波被害想定における県全体の数値
トイレットペーパー	避難所避難者数 × 1人1日あたりの平均使用量(8.4m) × 3日分 ÷2(市町と折半) ※「平均使用量」は日本トイレ協会による数値
簡易ベッド	(避難所避難者数 × (要介護認定者割合 + 障害者手帳保有者割合 + 妊婦割合) - 整備済数) ÷2 (市町と折半) ※「要介護認定者割合」は要支援1以上の認定者数から算出 ※「障害者手帳保有者割合」は障害者手帳の保有者数から算出 ※「妊婦割合」は妊娠届提出者数から算出 ※「整備済数」はR7.4.1時点の各市町の整備済数の合計
パーテーション	(避難所避難者数 × (要介護認定者世帯割合 + 障害者手帳保有者世帯割合 + 妊婦世帯割合 + 0~2歳乳幼児同居世帯割合) - 整備済数) ÷2 (市町と折半) ※「要介護認定者世帯割合」は要支援1以上の認定者世帯数から算出 ※「障害者手帳保有者世帯割合」は障害者手帳の保有者世帯数から算出 ※「妊婦世帯割合」は妊娠届提出者世帯数から算出 ※「0~2歳乳幼児同居世帯割合」は3歳児未満の乳幼児がいる世帯数から算出 ※「整備済数」はR7.4.1時点の各市町の整備済数の合計

### (3) 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ算定した、県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	備考
飲料水	ℓ	275,710	
調製粉乳	kg	82.3	アレルギー対応の備蓄を考慮
食料（主食）	食	275,710	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
毛布（アルミブランケット等含む）	枚	58,853	
生理用品	枚	13,292	
紙おむつ（大人用）	枚	2,354	
紙おむつ（小人用）	枚	9,558	
携帯トイレ（トイレ薬剤）	回	1,072,602	
トイレットペーパー	m	2,224,656	
簡易ベッド	基	8,807	
パーティション	基	7,292	

### (4) 整備目標期間

令和8年度から令和10年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

## 5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者への迅速な物資提供のため、市町と協力して、可能な限り各避難所等への分散備蓄に努める。

なお、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がしやすいこと等に配慮して選定する。

選定の際には、孤立のおそれがある地域への対応も合わせて考慮する。

## 6 備蓄物資の更新について

備蓄物資のうち、賞味期限等の保存期限を有するものについては、計画的に備蓄物資の更新を行い、備蓄目標量を維持する。なお、保存期限が近付いた備蓄物資は、期限満了前に、防災訓練において配布する等の方法により、県民の防災意識向上等のため利活用する。

## 7 県備蓄物資の配分について

### (1) 基本的な考え方

市町の現物備蓄が不足し、物資の調達も困難となり、市町から県に対して物資の供給要請が行われた場合、県は要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送する。なお、搬送については協定を結んでいる物流事業者に依頼し、物資の搬出については物資保管場所で災害対応に従事する職員等が行う。

## **(2) プッシュ型支援**

被害が甚大である場合、市町の行政機能の低下により十分な状況把握ができず、県に対する支援要請が行えないことなども想定される。

このため、県は、リエゾン派遣等による市町の物資の需要に関する情報収集や、必要物資の予測などを行い、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行う。

## **(3) 市町と県の情報共有**

市町及び県は、平時から「新物資システム（B-PLo）」を活用し在庫状況を登録するとともに、備蓄場所・備蓄量等の備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう努める。

# **8 協定による物資調達（流通備蓄）について**

## **(1) 基本的な考え方**

発災直後に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。協定締結先の大規模災害による被災も考慮し、多様な調達先を確保する。また、協定締結後も、訓練での連携や平時からの情報交換等を実施し、発災時に円滑に連携できるように備える。

## **(2) 調達物資のニーズの把握**

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化するため、避難所等のニーズ変化をとらえ、適時適切に物資を調達する。また、避難所の生活環境の維持、改善のためのニーズ（冷暖房器具、燃料等）や、要配慮者のニーズ、男女のニーズの違い等にも配慮し、物資の調達を行う。

## **(3) プル型支援**

発災直後に、市町の行政機能の低下などにより、十分に情報が入ってこない場合には「プッシュ型支援」は有効である。一方、プッシュ型支援が継続して行われることで、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招くおそれがある。

このため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズに沿った、適切な種類と量の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行する。なお、被災者ニーズの把握や物資の輸送状況など必要な情報は、「新物資システム（B-PLo）」を用いて共有する。

# **9 職員用備蓄について**

## **(1) 基本的な考え方**

県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、発災時には可能な限り各自で2～3日分の食料、飲料水を確保した上で参集するとされてい

る。しかしながら、勤務時間中に発災するおそれもあることから、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、食料及び飲料水を備蓄する。

## **(2) 備蓄目標量**

大規模地震発生時の第3次配備である全所属の全職員（約2,800人）の約7割である2,000人分の食料及び飲料水を備蓄する。

- ア 食料目標量：対象職員数×2食（1日分）×3日分=12,000食
- イ 飲料水目標量：対象職員数×1ℓ（1日分）×3日分=6,000ℓ